

平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名：株式会社日本製紙グループ本社
代表者名：代表取締役社長 中村 雅知
(コード番号：3893 東大名証第1部)
問合せ先：取 締 役 本村 秀
(電話番号：03-3218-9300)

株式の分割および株式の分割に伴う定款一部変更ならびに 単元株制度の採用に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている振替制度への移行（株券電子化）に伴い端株の整理を行うため、株式の分割および株式の分割に伴う定款一部変更ならびに単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式の分割および株式の分割に伴う定款一部変更ならびに単元株制度の採用については、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 8 回定時株主総会における定款一部変更議案の承認を条件としています。

記

1. 趣 旨

平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)」(以下、「決済合理化法」といいます。)の施行による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、同制度の対象外とされている端株の整理を行うため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合で、決済合理化法の施行日の前日に効力を生ずるものとして分割します。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数	1, 122, 534. 63 株
今回の株式の分割により増加する株式数	111, 130, 928. 37 株
株式の分割後の当社発行済株式総数	112, 253, 463 株

3. 株式の分割に伴う定款一部変更

(1) 変更の理由

上記株式の分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により、
決済合理化法施行日の前日に効力を生ずるものとして当社定款第 6 条を変更し、発行可
能株式総数を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数および株券の発行) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300 万株</u> とする。 ② (条文省略)	(発行可能株式総数および株券の発行) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億株</u> とする。 ② (現行どおり)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

決済合理化法施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株としま
す。

(2) 定款一部変更

定款変更案については、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月
27 日開催予定の第 8 回定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議
いたしました。

詳細につきましては、平成 20 年 5 月 23 日付当社プレスリリース「定款一部変更に関
するお知らせ」をご参照ください。

5. 日 程

平成 20 年 5 月 23 日(金) : 株式の分割および株式の分割に伴う定款一部変更に関する
取締役会決議

平成 20 年 6 月 27 日(金) : 定時株主総会 単元株制度採用に係る定款一部変更

決済合理化法施行日の前々日 : 株式の分割の基準日

決済合理化法施行日の前日 : 株式の分割ならびに株式の分割に伴う定款一部変更および
単元株制度採用に係る定款一部変更の効力発生日

(注)「決済合理化法」は平成 21 年 6 月までの一定の日に施行されますが、実務界では実
施目標日を平成 21 年 1 月 5 日としています。

なお、この場合、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日(木)から平成 20 年 12 月 30 日(火)
まで、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所において、売買停止
となります。

以 上